

## 令和8年度岩沼市ホームページバナー有料広告掲載に関する仕様書

- (1) 名称 令和8年度岩沼市ホームページバナー有料広告掲載業務
- (2) 掲載場所 岩沼市ホームページのランディングページ  
(<https://www.city.iwanuma.miyagi.jp>) 下部広告欄及び  
岩沼市ホームページの「行政・暮らし」トップページ  
(<https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/home.html>) 下部広告欄
- (3) 規格 (1 枠あたり)  
サイズ 縦 60px × 横 140px  
データ容量 300KB以内  
データ形式 GIF (アニメーション、透過不可)、JPEG、  
PNGのいずれか  
flash、java、javascript 不可  
静止画のみとする  
データ属性 データに内容を的確に表した alt 属性(代替テキスト)をつける
- (4) 禁止事項 以下に掲げる表現は、閲覧者の意思に反した動きや、誤解を招くおそれがあるため禁止する。  
(ア)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などの表示  
(イ)アラートマークなどの警告表示  
(ウ)ラジオボタン、プルダウンメニューなど選択させるかのような表示  
(エ)テキストボックスなど文字入力ができるかのような表示  
(オ)その他、入力等何らかの操作ができると誤解を招く表示
- (5) 留意事項 広告の表現について、閲覧者に誤解を招くことのないように以下のことに留意すること。  
(ア)市のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れのある類似した、色調、字体及び文言などを使用しないこと。  
(イ)市の事業であると錯誤する恐れのある表現などを使用しないこと。  
(ウ)文字と背景色のコントラストは十分とり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合、文字の回りを縁取るなどして、文字を読みやすくすること。

(エ)文字やイラスト等の解像度は適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

(6) 枠 数 全 1 2 枠

(7) 納入形式 掲載する広告データ及びリンク先URLを記したテキストファイルをメール添付、または外部記憶媒体に保存し納入する。

(8) 掲載期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日までとし、1ヶ月単位で同一の広告を複数回または連続しての掲載も可能とする。  
(ただし、同一期間内で同一の広告主が同一のリンク先の複数の掲載は不可とする。)  
ホームページのメンテナンス等による公開停止期間も掲載期間に含める。

(9) 掲載手順 以下に掲げる手順によりホームページに掲載する。

(ア)代理店は、要綱第6条に規定する申込書に広告案を添えて、市長公室まで提出し、市の審査会により広告掲載の審査を受ける。提出締切については、広告のデータを掲載したい月の前月初日まで（土日祝日等の場合は前日まで）とするが、令和8年10月1日開始分についてのみ、9月11日までとする。

(イ)市から審査の結果を受け、一部を修正すると掲載可との結果がでたときは、修正後のデータを再度市に提出する。

(ウ)審査の結果、掲載可との決定を受ければ、市は提出された広告のデータを市のホームページに掲載する。

(10) 最低販売価格 入札後公表とする。なお、不調の場合は公表しない。

(11) 広告主 広告代理店が募集する広告は、岩沼市内の広告主の広告を優先するものとする。

(12) 岩沼市ホームページの概要

アクセスユーザー数 約390,118/年(令和7年度実績)